

電子カルテシステム更新対応等
コンサルティング業務
情報提供依頼書

岡崎市

1 情報提供依頼件名

電子カルテシステム更新対応等コンサルティング業務に関する情報提供依頼

2 背景と目的

岡崎市民病院（以下、「本院」という。）では平成24年に現行の電子カルテシステムを導入し、令和8年度（令和8年12月末）を更新の目標期限としている。

本情報提供依頼は、岡崎市（以下「本市」という。）においては、同システムの更新に向けて、調達基本計画の作成から稼働までの間、伴走して支援ができるコンサルティング会社について、経費等の必要な情報を収集するために行うものである。

また電子カルテシステムの更新時に、情報セキュリティポリシー、ICT—BCP、医療情報システム調達ガイドラインの策定を行うことを考えているため、合わせて情報提供をいただきたい。

3 情報提供にあたっての前提条件等

(1) 業務範囲

ア 電子カルテシステム等更新コンサルティング

電子カルテシステム、及び合わせて調達する部門システムや機器類（以下、「電子カルテシステム等」という。）の更新にあたり、PJMOである本院電算担当の支援として、調達基本計画の作成、現行システムの課題並びに現状分析、費用の整理、調達仕様書（要求仕様書、機能要件、非機能要件を含む。）の作成、システム構築、本稼働、検収までの支援を行う。

イ 情報セキュリティポリシー策定支援

現在は本市総務部情報システム課が作成した岡崎市情報セキュリティポリシーを準用するとしているが、昨今の状況を鑑み、3省2ガイドラインに代表される医療や病院の特性にあった（仮）岡崎市民病院情報セキュリティポリシーが必要だと考えている。また策定した情報セキュリティポリシーは、電子カルテシステム等の調達にも活用し、高セキュリティであるシステムの導入に役立てる。

ウ ICT—BCP策定支援

令和5年度から検討を行い令和6年度中にサイバー攻撃からの復旧手順等の作成を主としたICT—BCPの策定を予定している。また策定したICT—BCPは情報セキュリティポリシーと同じく電子カルテシステム等の調達にも活用し、事業継続性の高いシステムの導入に役立てる。

エ 医療情報システム調達ガイドライン整備支援

本市では平成22年度に岡崎市ICT調達ガイドラインと付録の標準仕様書を整備・運用したことで、調達の経験が浅い職員でもある一定のレベルで、適正な費用・品質での調達が可能となった。ただし岡崎市ICT調達ガイドライン

は地方公営企業法第2条及び同条第2項に係る事業の情報システムを除く（ただし、水道事業、下水道事業は適用とする）ため、本院の情報システムは対象とならない。

よって電子カルテシステム等の更新内容を反映した（仮）岡崎市民病院医療情報システム調達ガイドラインを作成することで、本市と同等の調達能力を育成し、病院経営に資することを目的とする。

(2) 契約形態

契約については委託契約とし、令和6年度から令和8年度にかけて債務負担行為を取得する予定である。また必要な場合には各年度で一部完了支払いを行うことができる。

(3) 業務期間

業務期間は令和6年4月から令和9年3月とする。なお3(1)業務範囲で示した各支援内容について、以下の期間で行うこととする。

ア 電子カルテシステム更新コンサルティング業務

令和6年4月から令和9年3月

イ 情報セキュリティポリシー策定支援業務、ICT—BCP策定支援業務

令和6年4月から令和7年3月

ウ 医療情報システム調達ガイドライン整備支援

令和8年4月から令和8年12月

(4) 提供資料について

(1) 次の文書について提供する用意があるため、提供を求める場合は、後述の6(3)問合せ先にあるEメールまでその旨を連絡すること。なお岡崎市情報セキュリティポリシーは、本市のセキュリティ要件を網羅したものであり、公にすることによりサイバー攻撃等を受けるリスクが高くなってしまうことにより、原則非公開としているため、提供を受けるには別途本市より送付する誓約書の提出が必要である。

(ア) 現行のシステム一覧、及びその概要

(イ) 現行のシステム構成図

(ウ) 岡崎市情報セキュリティポリシー

(エ) 岡崎市ICT調達ガイドライン

(オ) 岡崎市ICT調達ガイドライン付録（標準仕様書）

(カ) その他当院で回答作成に必要と認める文書

(2) 提供方法は本市が管理するネットワークファイルストレージサービス（岡崎市オンラインストレージ）による提供とする。

5 情報提供依頼事項

前述の目的や前提条件を踏まえ、以下の事項についての情報提供を求める。

(1) 会社概要

貴社の資本金、売上高、従業員数等の会社概要について記載すること。

(2) 支援実績

貴社が過去5年において、病床数が680床である本院と同等規模の病院における3(1)アからエの支援実績を記載すること。なお3(1)アの支援実績は必須とする。病院名は原則実名とするが、過去に支援した病院の了解が得られない場合は、県名や所在地方を付した上でイニシャルなどの匿名でも可とする。

(3) 資格保持者数

貴社における医療情報技師、医業経営コンサルタント、情報処理安全確保支援士、ITストラテジスト、ネットワークスペシャリストその他本依頼の目的に資する資格保持者の人数を記載すること。

(4) 支援内容の提案

3(1)アからエについて貴社の支援内容を提案すること。

(5) 概算費用

業務の概算費用を算出すること。令和6年度、令和7年度、令和8年度それぞれで費用が分かれる場合は、年度ごとの費用を計上すること。また可能な限り明細を記載することを求める。

(6) その他

上記のほか、本依頼の目的に資する注意事項、手続、手数料、拡張性、事務効率の向上に資する提案、ITS（チケット管理システム）等によるプロジェクト管理のモダン化、DX化の提案等、有益な情報の提供を求める。

6 情報提供要領

(1) 様式

情報提供についての様式は自由とするが、5(1)から(6)までの記載は必須とする。

(2) 提出期限

令和5年11月22日（水） 正午必着

(3) 問合せ先

担当：岡崎市民病院事務局医事課電算管理係 本多 近藤

電話番号：0564-66-7256

Eメール：byoiniji@city.okazaki.lg.jp

(4) 提出方法

電子メールで6(3)問合せ先までEメールで提出すること。ファイル容量が大きくなる場合は事前に相談すること（概ね5MB以上）。また、印刷した書面での提出は不要とする。

(5) 質疑応答

質問事項は電子メールで前述のアドレスへ送付すること。様式は問わない。受け付けた質問事項は質問者にのみ回答する。ただし、提出期限直前の質問には提出期限までに回答できない場合がある。

(6) プレゼンテーションについて

今回の情報提供依頼に基づく提案内容、費用等を総合的に勘案しプレゼンテーションの実施を依頼する場合がある。

(7) その他

- ・本依頼は、情報提供した事業者について将来のシステム調達を保証するものではない。
- ・本市は、本依頼で提供された情報・資料について、提供者に返却しない。
- ・本市は、本依頼について提供された情報・資料について、当該目的のために本市組織内で利用するものとし、提供者に断りなく本市組織外へ開示しない。
- ・情報提供者は、本依頼について本市に提供する資料のうち、特にコピー、配布を制限する資料についてはその旨を明記すること。
- ・情報提供者は、本情報提供依頼で知り得た本市の情報を第三者に知らせたり漏らしたりしてはならない。ただし、本情報提供依頼の回答に協力するパートナー企業等に必要な情報を共有することについては、これを認める。その場合には、情報提供者の責任において、当該パートナー企業等に対し本書の規定を遵守させること。
- ・本情報提供に係る費用については、提供者の負担とする。